

訂正箇所

議案第46号「和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて」

改正後の欄 第28条の2（3ページ 上から4行目及び5行目）

（誤）者であって、当該実施機関以外のものに限る。）



（正）者であって、当該実施機関以外のものに限る。）

<正誤表>

正	誤
<p>提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正等に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p> <p>（利用停止の請求）</p> <p>第28条の3 何人も、実施機関に対し、自己の個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。</p>	<p>提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正等に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p> <p>（利用停止の請求）</p> <p>第28条の3 何人も、実施機関に対し、自己の個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。</p>